平成２２年（フ）第１９１２２号
東京都江戸川区松江２丁目20―10
債務者　井上　雅夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１２３号
東京都葛飾区立石７―30―８―104、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417―６　グリーンプラザ幕張３棟605
債務者　松原　　明
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３２号
東京都世田谷区砧６丁目25―14―102
債務者　小嶋　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３３号
東京都台東区千束２丁目24―５―502
債務者　金森由利子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３４号
東京都中野区鷺宮３丁目15―16―102
債務者　本田美智子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３６号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目10―38　イマーブル89―105
債務者　武谷　聖晴
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３７号
埼玉県三郷市彦成２丁目202―３
債務者　石山　市春
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３８号
東京都目黒区上目黒５丁目19―５―101
債務者　和田　政已
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４１号
東京都足立区梅田５丁目10―16―307
債務者　村石　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４２号
東京都墨田区菊川３丁目２―12
債務者　猪瀬　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５５号
東京都板橋区西台３丁目19―14
債務者　遠藤　昭二
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６２号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地７―32―505
債務者　新井　正美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６４号
東京都品川区西品川３丁目８－９―302
債務者　石平知香子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６６号
東京都北区桐ケ丘２丁目17―Ｎ８―409
債務者　平尾加奈子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６７号
東京都江戸川区北葛西２丁目１－５
債務者　杉山　孝幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６８号
東京都葛飾区南水元３丁目６－１―326
債務者　三瓶久美子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部